



保存版

社会保険未加入のリスク

発行：社会保険労務士法人出口事務所 TEL03-6205-5405
 〒169-0075 東京都新宿区高田馬場 1-24-16 内田ビル 3 階
 ホームページ <https://www.deguchi-office.com/>



Q&A 社会保険に未加入の場合の経営上のリスクとは？

社会保険(健康保険、厚生年金保険)は国の公的保険であり、一部の個人事業者を除き、法令により会社と従業員に加入が義務づけられています。加入対象になっているにも関わらず会社が社会保険等への加入義務を怠っていた場合、保険料の遡及納付を要求されたり、罰金を科されたり、従業員から損害賠償を請求されたりなど、様々な経営上のリスクを負うこととなります。

◆社会保険料の遡及納付◆

社会保険の加入手続きを怠っていた会社は、最大で過去 2 年分まで遡って社会保険料を納付しなければならない可能性があります。

例えば、従業員 10 人で平均給与 30 万円の会社の場合、2 年分の社会保険料(会社負担分と従業員負担分の合計)として約 **2,160 万円※**が請求されることとなります。

なお、従業員にも過去に遡って社会保険料(従業員負担分)を納付してもらうためには、従業員の同意が必要となり、説明や手続き、給与関連書類の訂正等が必要となります。また、未加入だった期間は、従業員は自分で国民健康保険・国民年金に加入しているはずですから、その手続きも大変です。

※社会保険料 平均給与月額 30 万円×社会保険料率約 30%×10 人分×24 か月＝約 2,160 万円

◆損害賠償の請求◆

社会保険への加入時期は、加入要件に該当したときまで遡ることができます。一方で社会保険料は最大 2 年分しか遡って納付することができません。

その結果、年金の加入できない期間が生じ、従業員が「年金受給資格期間に満たない」「本来受給すべき年金額に満たない」などの不利益を被る場合は、会社がその損害賠償責任を負う可能性があります。以下の「豊国工業事件」のように、実際に、従業員が会社に対して損害賠償請求をした例もあります。

◆その他の影響◆

社会保険への加入義務があるにも関わらず加入を見送り続けた場合、法的な罰則(最大で6か月以下の懲役または50万円以下の罰金)が事業主に対して与えられる可能性があります。

豊国工業事件(奈良地裁判決平成 18.9.5)

- ① 会社:従業員を社会保険取得の手続きをせずに雇用
- ② 元従業員:国民年金・国民健康保険に加入。
6 年程度で退職(退職直前に、事後に遡及して 2 年分加入)

訴訟

元従業員が損害賠償を請求

加入義務があるのに加入をさせなかったのは違法。
労働契約上の債務不履行に当たる

判決

元従業員への損害賠償を認める。
結果387万円余りの損害賠償支払い命令

※加入していれば支払いを免れたはずの国民年金・国民健康保険の保険料合計	308 万円
厚生年金に加入していれば給付を受けられた額	+333 万円
厚生年金等へ加入していたならば支払いを要したはずの保険料自己負担分合計	△254 万円
損害賠償額 387 万円	

厚生年金に未加入の際には、従業員が交通事故に遭って障害になっても、障害厚生年金をもらえないということになります。その損害賠償額はいくらになるのでしょうか。社会保険の未加入には、様々な経営上のリスクがあることを十分理解しておきましょう。